

第51回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時15分)

開催場所

東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿
1階 芙蓉の間

●末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第51回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
株主総会参考書類	37

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

＜株主提案（第4号議案）＞
第4号議案 剰余金処分の件

証券コード 6419

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目10番7号

株式会社 マースグループホールディングス

代表取締役社長 松 波 明 宏

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.mars-ghd.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「ニュースリリース」「第51回定時株主総会招集ご通知」を順に選択のうえ、ご覧ください。

電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（マースグループホールディングス）又は証券コード（6419）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 芙蓉の間
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 1. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案 剰余金処分の件

株主提案に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時15分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

（横並び）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第4号議案の株主提案に反対の場合のものです。

会 社 提 案	第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

株 主 提 案	第4号 議案
	賛
	否

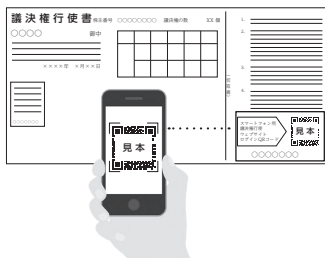
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として お取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

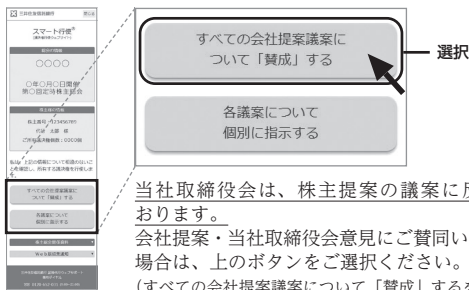
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



当社取締役会は、株主提案の議案に反対しております。
会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、上のボタンをご選択ください。
(すべての会社提案議案について「賛成」するをご選択)

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取ると、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

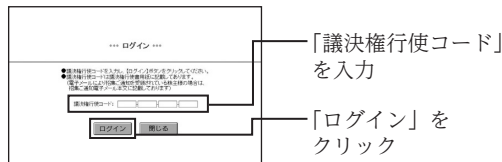
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

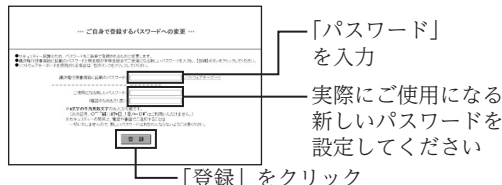
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績やインバウンド需要を背景に雇用・所得環境の改善、設備投資の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。その一方でウクライナや中東における地政学リスクの長期化、資源価格の高騰による物価の上昇、米国の政権交代に伴う政策動向等の懸念から世界経済の不確実性は一層高まる等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループはアミューズメント関連事業、スマートソリューション関連事業、ホテル・レストラン関連事業の各事業を通じてお客様の「満足」を勝ち取るために新たな付加価値の追求をしてまいりました。また、変化する市場環境に柔軟に対応するため、各事業会社の役割や責任の明確化、意思決定の迅速化を推し進めるとともにDXの推進を掲げ、デジタル人材の育成を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高422億50百万円（前期比15.5%増）、営業利益123億31百万円（同5.4%増）、経常利益130億86百万円（同4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益87億16百万円（同1.5%増）となりました。

なお、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の業績を上回り、2期連続で最高業績を達成いたしました。

セグメントの実績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、連結計算書類の「連結注記表」「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準 イ. 収益の計上基準」をご参照ください。

[アミューズメント関連事業]

アミューズメント関連事業の主要販売先であるパチンコ業界では、遊技人口の減少に加え、人件費・電気代の上昇や設備更新に伴うコスト増加がホール経営を圧迫しており、依然として厳しい状況が続きました。その一方で、好評なスマート遊技機の導入実績を背景に収益が改善するパチンコホールも見受けられ、M&Aによる淘汰が進みました。

このような市場環境の中、当社グループは、2024年7月発行の新紙幣対応に際し、全国に

広がるメンテナンス網を活用し、ソフトウェアのバージョンアップ等を促進し、円滑な対応を図りました。また、新紙幣の改刷を契機に老朽化した既存設備の更新を促し、ユニットの販売を推し進めました。更に新シリーズとなる「EVOALL（エヴォール）シリーズ」を発表し、2024年7月に全国主要都市で5年ぶりの新製品発表展示会を開催しました。エヴォールシリーズは、利便性・効率化・省力化を追求し、売上・利益の最大化を支援するトータルソリューションであり、本シリーズを中心としたトータルシステムの販売拡大に注力しました結果、新規出店案件や居抜き案件の獲得に繋がりました。

当連結会計年度におけるプリペイドカードシステム（パーソナルやスマート遊技機専用ユニットを含む）の売上実績は57店舗、導入（実稼働）店舗数は累計1,409店舗（市場シェア23.8%）となりました。

この結果、アミューズメント関連事業の売上高は、335億11百万円（前期比17.1%増）、セグメント利益は119億42百万円（同4.4%増）となりました。

〔スマートソリューション関連事業〕

スマートソリューション関連事業においては、A I、ロボティクス、高度なデータ処理技術、R F I D等を活用し、既存のシステムと情報インフラを融合することで、作業の効率化や人手不足といった社会課題の解決に貢献する製品・サービスの創出を使命としております。

主要販売先である自動認識システム業界は、バーコードやR F I Dを活用した製品トレーサビリティや在庫管理の効率化により、小売業、製造業、物流業、医療分野等の幅広い領域での導入が進んでおり、今後も新技術の普及や用途拡大に伴う市場成長が期待されております。

当社子会社である株式会社マーストーケンソリューションでは、主要分野である製造・物流・医療領域を中心に、A IやI o T技術を活用した製品・ソリューションの開発・販売に注力してまいりました。昨年リリースしたA I画像認識システム「V i s A I（ビズアイ）シリーズ」は、従来目視や手作業で行われていた業務の省人化・半自動化を実現するシステムで、積極的に販売を推し進めました。また、X線事業は国内外の大型案件を獲得する等、好調に推移しました。

当社子会社の株式会社マースウインテックでは、I o T対応の冷蔵物販自販機や無人チェックイン端末等、省人化・無人化を実現する「I n f i n i t y S t a t i o n（インフィニティステーション）シリーズ」の開発・販売を推進してまいりました。また、新市場の開拓及び新規顧客の獲得を目的に、各種展示会への出展等を通じて販路拡大に取り組みました。

この結果、スマートソリューション関連事業の売上高は、61億18百万円（前期比7.1%増）、セグメント利益は7億12百万円（同22.6%増）となりました。

[ホテル・レストラン関連事業]

ホテル業界及び外食業界においては、円安によるインバウンド需要の拡大や国内観光・外食需要の回復により堅調に推移しましたが、人手不足や運営コストの上昇、オーバーツーリズム等が課題となっております。

このような状況の中、お客様に寄り添った最高のホスピタリティの提供、SNSを活用したマーケティング戦略を実施し、ロイヤルカスタマーの獲得に注力してまいりました。また、ダイナミックプライシングによる価格戦略、アップセル・クロスセルによる客単価の向上に努め、収益の改善に取り組むとともに国内外の旅行代理店への営業活動を強化し、集客の向上を図ってまいりました。

「マースガーデンホテル博多」では、多言語対応を含む公式サイトのリニューアルを実施し、グローバル予約の獲得を図りました。「マースガーデンウッド御殿場」では、季節に合わせたアフタヌーンティーや富士天然水を使用したオリジナルかき氷等のフェア開催に加え、フィンランド発祥のスポーツを楽しめる「モルック広場」の新設等、魅力あるサービスの提供に努めてまいりました。

レストラン事業におきましては、東京・銀座エリアの「銀明翠GINZA」及び「銀座松月」を中心に、高付加価値メニューの提供やSNS・テレビ番組への露出を通じて、顧客満足度の向上とブランド力の強化に取り組んでまいりました。また、近隣の高級ホテルとの連携により、集客の促進を図ってまいりました。

この結果、ホテル・レストラン関連事業の売上高は、26億20百万円（前期比16.4%増）、セグメント利益は75百万円（前期は1億2百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7億2百万円であり、その主なものはアミューズメント関連事業の埼玉県さいたま市建物建築（2億86百万円）、静岡県御殿場市新工場建築（1億74百万円）、静岡県裾野市既存施設の設備更新（64百万円）、製品製造に係る金型購入（59百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2023年6月26日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の行使により、当事業年度において7億33百万円の資金調達を行いました。当事業年度中において2,430個が行使され、残りの10,000個については1個当たり925円で取得し消却しました。なお、当該新株予約権の概要については「2. 会社の現況(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2022年3月期)	第 49 期 (2023年3月期)	第 50 期 (2024年3月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	15,103,447	20,346,659	36,575,140	42,250,771
経 常 利 益 (千円)	2,502,710	4,730,297	12,500,881	13,086,719
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,855,121	3,144,848	8,585,986	8,716,277
1株当たり当期純利益 (円)	110.23	190.17	499.89	475.74
総 資 産 (千円)	60,135,008	63,922,782	83,956,902	87,000,896
純 資 産 (千円)	54,241,998	56,307,370	71,254,036	78,230,262
1株当たり純資産額 (円)	3,221.26	3,429.37	3,975.65	4,241.83

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2022年3月期)	第 49 期 (2023年3月期)	第 50 期 (2024年3月期)	第 51 期 (当事業年度) (2025年3月期)
営 業 収 益 (千円)	2,223,105	1,788,223	2,800,910	5,938,946
経 常 利 益 (千円)	1,936,577	1,284,967	2,128,755	5,197,751
当 期 純 利 益 (千円)	1,593,860	1,572,939	2,100,897	5,053,413
1株当たり当期純利益 (円)	94.70	95.12	122.32	275.82
総 資 産 (千円)	42,281,009	42,236,191	51,223,537	54,855,232
純 資 産 (千円)	41,313,046	41,774,901	49,435,406	52,954,233
1株当たり純資産額 (円)	2,453.45	2,544.28	2,758.08	2,871.30

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マースエンジニアリング	480百万円	100.0%	アミューズメント機器の製造販売
株式会社マースシステムズ東日本	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースシステムズ東海	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースシステムズ西日本	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースコーポレーション	100百万円	100.0%	不動産賃貸、リース事業
株式会社マースネットワークス	100百万円	100.0%	情報の管理及び提供、コンテンツ配信
株式会社マースウインテック	100百万円	100.0%	電子機器の製造販売
株式会社マーストーケン ソリューション	480百万円	100.0%	自動認識システムの製造販売
株式会社マースプランニング	100百万円	100.0%	ホテルの経営及びレストランの運営

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様の満足のために」を実現するため、開発から製造、販売、アフターサービスに至る一貫体制で、労働環境の改善と省力化につながる製品、システムの提供に努めております。

純粋持株会社である「株式会社マースグループホールディングス」の傘下に12社の事業会社があります。企業価値を更に高めていくために各事業会社の役割や責任を明確にし、意思決定の迅速化や機動的な事業運営を推し進めております。当社グループは、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、次の項目を重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

① グループ経営の強化

当社グループは、持続的な成長を継続していくためにグループの経営資源を適切に配分しながらグループ間のシナジーの創出を図ってまいります。また、グループ経営の健全性や透明性を高めるために内部統制の強化及びコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。

② 各事業会社の持続的な成長

イ. アミューズメント関連事業

主要販売先であるパチンコ業界は、遊技人口の減少に加え、人件費・電気代の上昇や設備更新に伴うコスト増加等、パチンコホールの経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況の中で、スマート遊技機は、特にスマートパチスロが好評を博しており、パチスロ市場において普及率は高まっております。一方でスマートパチンコの導入は低調に推移しておりますが、新機能を搭載した遊技機の発売が今夏に予定されており、市場の活性化に対する期待が高まっております。

当社グループは、新製品のスマート遊技機専用ユニットをはじめ、新シリーズとなる「EVOALL（エヴォール）シリーズ」を中心にトータルシステムでの提案・販売を行ってまいります。

ロ. スマートソリューション関連事業

スマートソリューション関連事業におきましては、小売業や製造業など幅広い分野で活用されており、今後も新技術の導入や用途の拡大等、市場の更なる成長が期待されております。

当社グループは、主要分野である製造・物流・医療領域を中心に、AI画像認識システムやIoT対応の冷蔵物販自販機や無人チェックイン端末等、製品・ソリューションの開発・販売を推進し、新たな市場創出と価値提供に努めてまいります。

ハ. ホテル・レストラン関連事業

ホテル・レストラン関連事業におきましては、円安によるインバウンド需要の拡大や国内観光客数の増加等、回復基調にあります。その一方で、人手不足や運営コストの上昇が課題となっております。

当社グループは、ダイナミックプライシングによる価格戦略を展開するとともにアップセルやクロスセルによる客単価の向上を図り、収益の最大化を目指してまいります。また、マースガーデンウッド御殿場は本年で開業15周年を迎えることから、各種イベントやフェアを開催し、さらなる集客とブランド力の向上に努めてまいります。

③ 成長分野への積極的な投資

M&Aを積極的に活用し、成長事業の促進や新規事業の創出を図るとともに、事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります。

④ 人材の育成と確保

人材の育成は、企業経営の重要課題の一つであり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には必要不可欠であると考えております。その考えの下、社内外の研修やOJT等による教育を実施しており、更には次世代の経営人材の育成も推し進めてまいります。また、実力を発揮できるようにグループ会社間の異動も含めて最適な人員配置を実施してまいります。

⑤ 健康経営の取り組み

当社グループは、社員の心身の健康保持を増進し、働きやすい職場環境を整え、社員一人ひとりが才能を十分に発揮できるよう「健康経営」に取り組んでおります。これらの活動が評価され、経済産業省が主催する「健康経営優良法人」に8年連続で認定されました。また、福利厚生充実にも力を入れており、福利厚生表彰・認証制度実行委員会が主催する「ハタラクエール2025」に福利厚生推進法人として3年連続で表彰・認証されました。長時間労働の是正、有給休暇取得の促進、在宅勤務や時差出勤の推進等を通して、社員のワークライフバランスを実現し、働きがいを持って仕事ができる環境や制度の整備を進めてまいります。

⑥ コンプライアンスの強化

当社グループは、職務権限及び業務プロセスの明確化、内部監査強化による実効性確保、内部通報制度による早期発見及び周知徹底、全社員を対象とした社員研修等を実施いたしました。今後もコンプライアンスに対する意識向上を目的とした社員研修を継続的に実施し、経営の健全性や透明性を図ってまいります。

⑦ 業務プロセス改革やDXの推進

経営課題の早期解決を実現するために、計画的な研修を通して人材を育成・確保し、業務プロセス改革やDXを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
アミューズメント関連事業	アミューズメント施設向け周辺システムの製造販売及びこれらに附随する事業活動
スマートソリューション関連事業	R F I D、バーコード、X線検査システム他を利用した自動認識システムの製造販売並びに省人化・無人化・セキュリティに関するシステムの製造販売
ホテル・レストラン関連事業	ホテルの経営及びレストランの運営

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都新宿区
株式会社 マースエンジニアリング （アミューズメント関連事業）	本 社	東京都新宿区
	営業所	東京、西東京
	工 場	静岡県御殿場市
	流通センター	静岡県御殿場市
	技術センター	静岡県裾野市、東京都新宿区
株式会社 マースシステムズ東日本 （アミューズメント関連事業）	本 社	埼玉県さいたま市
	営業所	札幌、東北、さいたま
株式会社 マースシステムズ東海 （アミューズメント関連事業）	本 社	神奈川県横浜市
	営業所	横浜、静岡、名古屋
株式会社 マースシステムズ西日本 （アミューズメント関連事業）	本 社	大阪府大阪市
	営業所	京都、大阪、神戸、広島、福岡
株式会社 マースコーポレーション （アミューズメント関連事業）	本 社	東京都新宿区
株式会社 マースネットワークス （アミューズメント関連事業）	本 社	東京都新宿区
株式会社 マースウインテック （アミューズメント関連事業） （スマートソリューション関連事業）	本 社	長野県埴科郡
株式会社 マーストーケン ソリューション （スマートソリューション関連事業）	本 社	東京都新宿区
	営業所	東京、茨城、名古屋、大阪
	工 場	長野県諏訪郡
	テクニカルセンター	東京都調布市
株式会社 マースプランニング （ホテル・レストラン関連事業）	本 社	東京都新宿区
	マースガーデンウッド 御殿場	静岡県御殿場市
	マースガーデンホテル博多	福岡県福岡市
	鉄板焼銀明翠 GINZA	東京都中央区

(7) **使用人の状況**（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アミューズメント関連事業	383（105）名	0名（－）
スマートソリューション関連事業	141（14）名	9名減（－）
ホテル・レストラン関連事業	100（73）名	1名増（5名増）
全社（共通）	6（－）名	2名減（－）
合計	630（192）名	10名減（5名増）

（注）1．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6（－）名	2名減（－）	44.2歳	22.0年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 67,620,000株
- ② 発行済株式の総数 22,720,000株
- ③ 株主数 25,198名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社イー・エムプランニング	2,170	11.77
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,297	7.04
松 波 明 宏	680	3.69
株式会社きらぼし銀行	663	3.59
光通信株式会社	613	3.33
公益財団法人マース奨学財団	500	2.71
松 波 廣 和	480	2.60
松 波 香 代 子	480	2.60
永 井 美 香	432	2.34
株式会社三共	377	2.05

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,277,415株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年6月9日開催の取締役会決議に基づき発行した第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の概要

割当日	2023年6月26日
新株予約権数	25,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり925円 (本新株予約権の払込総額23,125,000円)
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,500,000株(本新株予約権1個当たり100株)
資金調達額	7,230,125,000円(注)1.
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 2,885円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は2,300円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てます。
権利行使期間	2023年6月27日から2025年6月26日まで。

(注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、「1.(1)③資金調達の状況」に記載の金額とは異なっております。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 2024年6月3日開催の当社取締役会において、割当先との当初契約に規定された取得条項に基づき、2024年6月18日時点で残存する第1回新株予約権の全部を割当先から当社が取得・消却する旨の決議をし、2024年6月18日取得後直ちに消却を行いました。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 波 明 宏	株式会社マースエンジニアリング取締役会長 株式会社マースコーポレーション取締役 株式会社マースウインテック取締役 株式会社マースネットワークス取締役 株式会社マーストークンソリューション取締役 株式会社マースプランニング取締役
取締役	秋 山 学	株式会社マースシステムズ東日本代表取締役社長 株式会社マースコーポレーション取締役
取締役	高 橋 丈 治	株式会社マースプランニング代表取締役社長 株式会社マースエンジニアリング取締役
取締役	小 平 尚	株式会社マーストークンソリューション代表取締役社長
取締役	洞 口 治 夫	法政大学経営学部教授 放送大学教養学部客員教授 公益財団法人マース奨学財団評議員
取締役	山 下 善 久	弁護士
常勤監査役	名 取 満 郎	株式会社マースエンジニアリング監査役 株式会社マーストークンソリューション監査役
監査役	吉 田 茂 夫	公認会計士
監査役	寺 脇 由 紀	情報経営イノベーション専門職大学准教授

- (注) 1. 取締役洞口治夫氏及び山下善久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田茂夫氏及び寺脇由紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉田茂夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役洞口治夫氏及び山下善久氏並びに社外監査役吉田茂夫氏及び寺脇由紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 洞口治夫氏の戸籍上の氏名は、萩原治夫であります。
6. 寺脇由紀氏の戸籍上の氏名は、高橋由紀であります。
7. 2024年6月26日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、佐藤敏昭氏は監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約を更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

持続的な企業価値及び業績の向上を図るために、各役員が期待される役割を十分発揮できる報酬体系とし、インセンティブに資する報酬を支払うことを基本方針としております。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役職、職責、在任年数、貢献度、業績等の要素を総合的に勘案し、取締役会の決議により個別の支給額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現行の制度は適切であると考えており、業績連動報酬等を設定しておりませんが、業績に連動した報酬等も今後検討いたします。

c. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、基本方針に基づき固定報酬の額を算出し、月例報酬（ただし6月、12月は別に定める月例報酬）を支払います。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長松波明宏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議し、代表取締役社長が具体的な内容を決定しております。委任した理由は、報酬等の決定方針に基づき、グループ全体を把握し各取締役の適正な評価を行うには代表取締役社長が最も適任であるためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	86百万円 (7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	14百万円 (5百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	100百万円 (12百万円)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 1990年5月25日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額は、年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）であります。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は8名であります。
4. 1994年6月29日開催の第20回定時株主総会において決議された監査役の報酬限度額は、年額30百万円であります。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は2名であります。
5. 上記のほか、2024年6月26日開催の第50回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・監査役 2名 3百万円（うち社外監査役 1名 1百万円）

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役洞口治夫氏は、法政大学経営学部教授、放送大学教養学部客員教授、公益財団法人マース奨学財団評議員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	洞 口 治 夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において、大学教授としての豊富な経験と知識に基づき、専門的見地から主に経営戦略に関して幅広い発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	山 下 善 久	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての豊富な経験と知識に基づき、専門的見地から主に社会規範や法令等の遵守に関して幅広い発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	吉 田 茂 夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としてコーポレートガバナンスや内部統制の実施において専門的見地からの発言を適宜行っております。
	寺 脇 由 紀	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。大学准教授として当社のIT／DX、コーポレートガバナンスや内部統制の実施において専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

- ⑥ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する体制として、当社グループの経営理念や経営方針に加え、行動規範を制定し、当社グループの行動規範として整備、体系化しています。行動規範は、部門ごとに掲示した上、社内システムや当社ホームページで常時閲覧できるように整備しており、全役員や全従業員を対象にした教育も適宜行っています。また、内部通報制度を導入し、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議手続規程、文書保存管理規程（文書の保存期間含む）に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理し、保存期間は文書保存管理規程によるものとします。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者の決定、ならびにリスク管理体制を構築しています。緊急の有事が発生した場合に備え、連絡網の整備や責任者を決定し、被害を最小限に止めるためのマニュアルを作成しています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会で重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督します。また、迅速な経営判断と業務執行を行うために必要に応じて臨時取締役会を開催する他、定期的の子会社からの報告を受け、適切な判断ができる体制を維持しています。

取締役の職務執行については、組織及び職務権限規程ならびに業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制を整えています。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ経営方針に基づき、各グループ会社の取締役、使用人一体となった遵法意識の醸成を図り、当社グループ全体の業務の円滑化を促進し、当社グループ全体の管理体制を確立しています。また、関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項を当社へ報告する体制を整えるとともにグループ経営会議を定期的開催し、当社グループ間の情報共有化及びグループ経営方針の統一化を図っています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は職務の必要性に応じて適宜各部の人員が支援する体制をとり、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、専任のスタッフを配置することとします。使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。内部監査室は定期的に内部監査結果を監査役に報告し、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができますこととします。監査役への報告をした者が、報告したことを理由として、不利益な扱いを受けない体制を整えています。

- ⑧ 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に従って処理します。

- ⑨ その他監査役は監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するために、定期的に取り締役との意見交換を行う機会を提供し、必要な情報を入手するための協力を行います。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループ行動規範を制定し、全役員や全従業員を対象にした教育を適宜行っています。
また、不測の事態に備えて、総務部を担当部署とし、特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関に加盟し、情報交換を行いながら連携できる体制を確立しています。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が法令や定款を遵守するために行動規範を制定し周知徹底を図っています。年4回行われる会議ではトップダウンによる指導がある他、年に1回、全社員を対象としたeラーニングを実施し、コンプライアンスに対する理解度を高める体制を整えています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録や資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報は、セキュリティの確保された場所で記録・保存・管理をしています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

大きな災害等の不測の事態の対応として、定期的にリスク管理規程や対応マニュアルの見直しを行っています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会での意思決定を速やかに業務執行するために、取締役会の他、グループ経営会議や月例部長会等の会議を定期的に開催し、情報の共有化と進捗を確認できる体制としています。
また、業務改善及び経営効率の向上を図るため、内部監査室による内部監査を実施しています。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、定期的にグループ経営会議を開催することで、当社グループ間の情報を共有化しています。当社グループの取締役及び使用人が法令や定款を遵守するために行動規範を制定し周知徹底を図っています。また、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の重要な意思決定事項については、関係会社管理規程に基づいて事前に当社取締役会で審議する他、適宜報告を受け、必要に応じて指導を行っています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役スタッフを配置することとしていますが、現在スタッフはおりません。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

内部監査室は定期的に内部監査結果を監査役に報告しています。取締役及び使用人による法令や倫理に反する行為があった場合は、内部通報ホットラインにより外部の機関及び監査役に報告される体制を整備しています。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社方針に基づき、速やかに処理しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定期的に取締役、内部監査室、会計監査人との意見交換を行う機会を提供し、必要な情報を入手するための協力を行っています。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループの行動規範を制定し、全役員や全従業員を対象にした教育を適宜行っています。また、総務部を担当部署として特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関に加盟し、定期的に情報交換を行いながら連携できる体制を確立しています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	52,004,781	流 動 負 債	5,996,279
現 金 及 び 預 金	36,373,416	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,627,607
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,205,323	リ ー ス 債 務	182,266
営 業 貸 付 金	1,014,789	未 払 法 人 税 等	1,783,724
リース債権及びリース投資資産	329,870	賞 与 引 当 金	490,334
有 価 証 券	350,120	そ の 他	1,912,346
商 品 及 び 製 品	4,632,978	固 定 負 債	2,774,355
仕 掛 品	234,076	リ ー ス 債 務	362,315
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,052,318	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181,335
そ の 他	873,113	退 職 給 付 に 係 る 負 債	307,889
貸 倒 引 当 金	△61,224	資 産 除 去 債 務	62,387
固 定 資 産	34,996,114	繰 延 税 金 負 債	897,251
有 形 固 定 資 産	16,272,727	そ の 他	963,176
建 物 及 び 構 築 物	5,791,797	負 債 合 計	8,770,634
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	71,019	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	157,362	株 主 資 本	72,699,512
土 地	10,073,054	資 本 金	7,934,100
リ ー ス 資 産	114,922	資 本 剰 余 金	10,286,972
建 設 仮 勘 定	64,570	利 益 剰 余 金	62,991,949
無 形 固 定 資 産	470,780	自 己 株 式	△8,513,509
投 資 そ の 他 の 資 産	18,252,606	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,530,749
投 資 有 価 証 券	16,113,027	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,444,926
そ の 他	2,344,844	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	85,822
貸 倒 引 当 金	△205,264	純 資 産 合 計	78,230,262
資 産 合 計	87,000,896	負 債 純 資 産 合 計	87,000,896

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			42,250,771
売 上 原 価			21,402,450
売 上 総 利 益			20,848,320
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,516,738
営 業 利 益			12,331,581
営 業 外 収 益			
受 取 配 当 金	753,528		
そ の 他	52,423		805,952
営 業 外 費 用			
投 資 事 業 組 合 運 用 損	47,312		
為 替 差 損	3,502		50,815
経 常 利 益			13,086,719
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	506,093		506,093
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損	994,428		
役 員 退 職 慰 労 金	4,440		998,868
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			12,593,944
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	3,820,685		
法 人 税 等 調 整 額	56,981		3,877,667
当 期 純 利 益			8,716,277
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			8,716,277

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,934,100	9,500,829	58,102,153	△9,584,281	65,952,801
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,826,481		△3,826,481
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,716,277		8,716,277
自己株式の取得				△82	△82
自己株式の処分		786,142		1,070,854	1,856,996
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	786,142	4,889,795	1,070,772	6,746,710
当 期 末 残 高	7,934,100	10,286,972	62,991,949	△8,513,509	72,699,512

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,926,520	363,216	5,289,737	11,497	71,254,036
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,826,481
親会社株主に帰属する 当期純利益					8,716,277
自己株式の取得					△82
自己株式の処分					1,856,996
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	518,405	△277,393	241,012	△11,497	229,514
当期変動額合計	518,405	△277,393	241,012	△11,497	6,976,225
当 期 末 残 高	5,444,926	85,822	5,530,749	－	78,230,262

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,637,982	流 動 負 債	166,246
現金及び預金	18,946,629	電子記録債務	41,580
有価証券	350,120	未払金	30,792
その他の	1,341,232	未払費用	13,819
固 定 資 産	34,217,250	未払法人税等	41,723
有形固定資産	3,467,981	賞与引当金	6,569
建物	1,677,944	その他の	31,761
土地	1,778,606	固 定 負 債	1,734,751
その他の	11,429	役員退職慰労引当金	181,335
無形固定資産	36,065	繰延税金負債	1,449,636
その他の	36,065	その他の	103,780
投資その他の資産	30,713,204	負 債 合 計	1,900,998
投資有価証券	14,426,184	純 資 産 の 部	
関係会社株式	12,387,379	株 主 資 本	48,234,075
関係会社長期貸付金	3,865,626	資 本 金	7,934,100
その他の	39,363	資 本 剰 余 金	10,286,972
貸倒引当金	△5,350	資本準備金	8,371,830
資 産 合 計	54,855,232	その他の資本剰余金	1,915,142
		利 益 剰 余 金	38,526,512
		利益準備金	372,109
		その他の利益剰余金	38,154,402
		別途積立金	4,600,000
		繰越利益剰余金	33,554,402
		自 己 株 式	△8,513,509
		評価・換算差額等	4,720,158
		その他有価証券評価差額金	4,720,158
		純 資 産 合 計	52,954,233
		負 債 純 資 産 合 計	54,855,232

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			5,938,946
営 業 費 用			1,312,302
営 業 利 益			4,626,644
営 業 外 収 益			
受 取 配 当 金	617,715		
そ の 他	8,833		626,548
営 業 外 費 用			
投 資 事 業 組 合 運 用 損	51,651		
為 替 差 損	3,789		55,441
経 常 利 益			5,197,751
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	506,093		506,093
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損	893,986		893,986
税 引 前 当 期 純 利 益			4,809,857
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	△213,684		
法 人 税 等 調 整 額	△29,870		△243,555
当 期 純 利 益			5,053,413

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 利 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計
							別 積 立	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	7,934,100	8,371,830	1,128,999	9,500,829	372,109	4,600,000	32,327,470	37,299,580	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△3,826,481	△3,826,481	
当 期 純 利 益							5,053,413	5,053,413	
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			786,142	786,142					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	786,142	786,142	－	－	1,226,931	1,226,931	
当 期 末 残 高	7,934,100	8,371,830	1,915,142	10,286,972	372,109	4,600,000	33,554,402	38,526,512	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 合 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△9,584,281	45,150,228	4,273,680	4,273,680	11,497	49,435,406
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△3,826,481				△3,826,481
当 期 純 利 益		5,053,413				5,053,413
自 己 株 式 の 取 得	△82	△82				△82
自 己 株 式 の 処 分	1,070,854	1,856,996				1,856,996
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			446,477	446,477	△11,497	434,979
当 期 変 動 額 合 計	1,070,772	3,083,846	446,477	446,477	△11,497	3,518,826
当 期 末 残 高	△8,513,509	48,234,075	4,720,158	4,720,158	－	52,954,233

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 マースグループホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小松 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉江 俊志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マースグループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マースグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 マースグループホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小松 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉江 俊志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マースグループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質監査基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社マースグループホールディングス監査役会

常勤監査役 名 取 満 郎 ⑩

社外監査役 吉 田 茂 夫 ⑩

社外監査役 寺 脇 由 紀 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策の一つと考えております。長期的な視野に立ち、安定的で継続した企業成長を図るため、財務体質の強化を図りながら、株主の皆様に対しては、経営目標である配当性向30%を基準に安定的な配当の継続と適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき75円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いいたしました中間配当金1株につき120円（創立50周年記念配当50円含む）と合わせまして当期の年間配当金は、1株につき195円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,383,193,875円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日といたしたいと存じます。

(ご参考) 連結経営指標等の推移

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
売上高 (百万円)	14,760	15,103	20,346	36,575	42,250
営業利益 (百万円)	1,130	1,578	4,126	11,694	12,331
経常利益 (百万円)	1,533	2,502	4,730	12,500	13,086
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	807	1,855	3,144	8,585	8,716
純資産額 (百万円)	52,297	54,241	56,307	71,254	78,230
総資産額 (百万円)	57,961	60,135	63,922	83,956	87,000
1株当たり純資産額 (円)	3,131.56	3,221.26	3,429.37	3,975.65	4,241.83
1株当たり当期純利益 (円)	48.32	110.23	190.17	499.89	475.74
自己資本比率 (%)	90.2	90.2	88.1	84.9	89.9
自己資本利益率 (%)	1.6	3.5	5.7	13.5	11.7
年間配当金 (円)	70.00	70.00	70.00	150.00	195.00 (※)
配当性向 (%)	144.9	63.5	36.8	30.0	41.0

※ 創立50周年記念配当50.00円含む

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役名取満郎氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者中野尾維也氏は、監査役名取満郎氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、名取満郎氏の任期が満了する2028年6月開催予定の第54回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ 中 野 尾 維 也 (1961年9月15日)	1991年6月 当社入社 2011年4月 当社営業企画部長 2016年7月 当社執行役員営業企画部長 2019年6月 株式会社マースエンジニアリング取締役営業企画部長 2022年6月 株式会社マースネットワークス代表取締役社長（現任）	3,200株
【選任理由】 中野尾維也氏を監査役候補者とした理由は、長きにわたり当社営業企画部門に携わり、マーケティングや業界知見を有しており、またグループ会社の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験から当該知見を活かして実効性の高い監査ができると判断したためであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) スキル・マトリックスについて

当社が中長期的に成長・発展していくためには取締役会の実効性を確保することが重要であると考えております。

そのためには、当社の取締役会を構成する取締役及び監査役の適正な員数と多様性を確保し、全体のバランスがとれた人員を選任することを基本方針としております。

第2号議案が承認可決された場合、各取締役及び各監査役が保有しているスキル又は期待しているスキルは、次のとおりであります。

氏名	役職	当社が取締役（社内・社外）候補者に期待する分野										
		企業 経営	営業/ マー ケテ ィン グ	業界 知 識/経 験	製 造/技 術/研 究 開 発	財務/ ファ ィナ ンス	人事/ 労務	法律/ コン プラ ィア ンス	グロ ー バル	I T /D X	コー ポー レート ガバ ナンス	E S G/ サス ティ ナビ リテ ィ
松波 明宏	代表取締役	○	○	○	○	○	○			○	○	○
秋山 学	取締役	○	○	○			○			○	○	○
高橋 丈治	取締役	○	○	○		○	○			○	○	○
小平 尚	取締役	○	○	○	○	○			○	○	○	○
洞口 治夫	社外取締役	○	○		○	○			○		○	○
山下 善久	社外取締役						○	○			○	○
中野尾維也	常勤監査役	○	○	○			○	○		○	○	○
吉田 茂夫	社外監査役					○					○	○
寺脇 由紀	社外監査役		○		○					○	○	○

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により退任されます監査役名取満郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社の役員退職慰労金は、在任時の報酬、在任年数、役位及び功労等が定められた内規に基づき算定し支給するため、本議案の内容は相当であると考えております。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
名 取 満 郎	2018年6月 当社常勤監査役（現任）

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、誤字・脱字や事実誤認を含め原文のまま記載しております。

第4号議案 剰余金処分の件

提案の内容

(1) 剰余金処分の件

・ 配当財産の種類

金銭

・ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、88円から、第51回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の5%から、中間配当120円を控除した金額が88円と異なる場合は、冒頭の88円を、2025年3月期の1株当たり純資産の5%に相当する金額から、中間配当120円を控除した金額に読み替える（1円単位未満は切り捨てとする）。

なお、配当総額は、当社の第51回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

・ 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第51回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は第51回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

提案の理由：

剰余金処分の件

本議案は、通期における1株配当を、1株当たり純資産の5%（DOE5%）に相当する金額とすることを企図した議案です。

2023年1月に東京証券取引所から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」において、継続的にPBR1倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取り組みが必要との考えが示されています。当社は2023年11月に企業価値向上におけるPBR改善に向けた

方針を公表したものの、2025年4月現在においてPBRは0.4倍程度と、株式市場からの評価が低い状況が続いています。

資本効率の面では、一般的な株主資本コストである8%に対し、当社のROEは過去5年平均で5.4%と低位で推移しています。直近の2023年度では10.2%でしたが、これは改札需要による一過性の押し上げであり、実力ベースでは十分な資本効率があるとは言えません。これは現行の配当性向30%以上を目処とする保守的な方針により、株主価値向上策が不十分なまま純資産が過剰に積み上がっていることに起因しています。

加えて、東証主導で資本効率の向上やPBR1倍割れの改善に向けた市場場改革が進む中、国内の主要な機関等投資家は議決権行使の厳格化を進めており、特に過大な金融資産を抱える企業に対しては、剰余金処分や取締役再任に反対する傾向が強まっています。たとえば、ニッセイアセットマネジメント株式会社は、自己資本比率50%以上かつネット金融資産（現金等）が売上高の30%以上、または総資産の20%以上ある企業を、いわゆる過大な現金をため込むキャッシュリッチ企業として、剰余金処分や取締役選任に反対票を投じる方針としています。

この中で、当社は自己資本比率が89%であり、保有する現預金293億円は売上高比で約70%、総資産比で34%に達し、すでに議決権行使基準に抵触する水準にあります。

資本効率が求められる中、純資産を過度に積み増さず、資本効率を意識した規律ある資本政策を掲げることが、上場企業としての責務です。よって、提案株主は、当社の株価評価改善を図るためにも、株主還元水準を引き上げ、配当下限としてのDOEを5%と定め、今期も同水準の配当を行うことを提案いたします。

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策の一つと考えております。長期的な視野に立ち、安定的で継続した企業成長を図るため、財務体質の強化を図りながら、株主の皆様に対しては、経営目標である配当性向30%を基準に安定的な配当の継続と適正な利益配分を行うことを基本方針（2016年3月期決算短信：2016年5月13日発表）としております。

この方針に基づき、安定した配当政策を重要視してきました結果、下表のとおり、当社は目安とする配当性向30%を大きく超える配当還元を実施しており、過去10年間の配当性向は、平均で44.2%となりました。2024年3月期及び2025年3月期は、アミューズメント市場の回復や新紙幣改刷の特需を背景に2期連続の過去最高業績となったことを受けて一株当たり配当金は、2023年3月期の70円から150円、195円（記念配当50円含む）と大幅に増配を行うなど、着実に還元を強化してまいりました。また、2026年3月期一株当たり配当金は、2025年5月14日付の「2025年3月期決算短信（連結）」で公表いたしましたとおり、150円（配当性向35.5%）を予定しております。

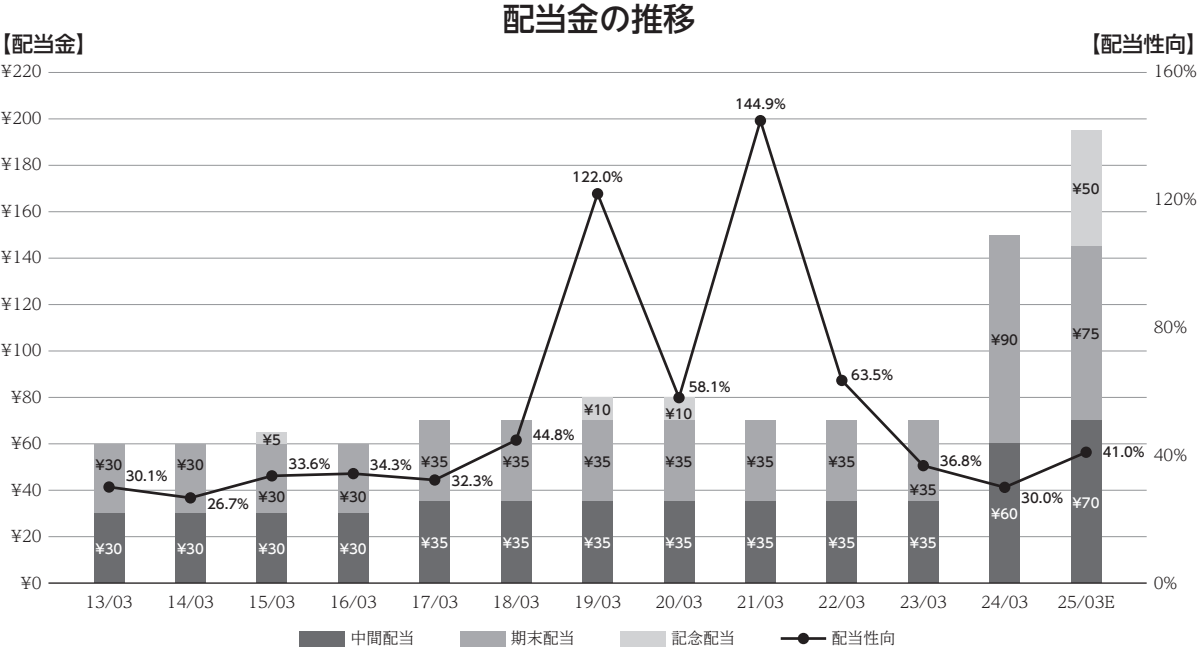
内部留保金につきましては、当社の主要販売先であるパチンコ業界が、規制の影響や市場構造の変化等、先行き不透明な要素が多く、柔軟かつ機動的な経営判断を可能とするため、健全な財務基盤の維持が不可欠であると考えております。この強みを活かして新製品開発やスマート遊技機関連への対応等に対する投資を継続していく方針です。

更には、既存事業であるスマートソリューション関連事業、ホテル・レストラン関連事業の事業拡大や、新規事業の創出を実現するため、M&Aをはじめ、人材の確保や育成、DX投資等、将来における持続的な成長に向けて戦略的投資を進めてまいります。

一方、本株主提案における剰余金の処分につきまして、提案された水準での配当を実施することは、今後の成長投資や経営環境の変化への対応力を損なう恐れがあることから、当社としては妥当ではないと判断しております。

以上の観点から、当取締役会は本株主提案に反対いたします。

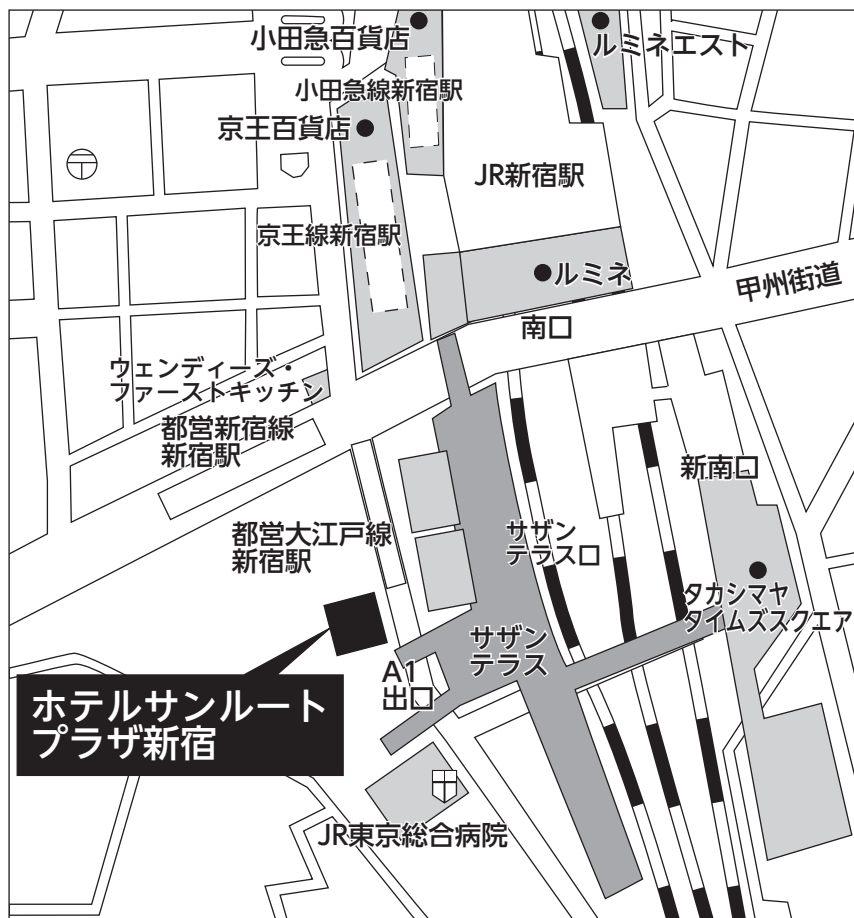
< 当社配当金の推移 >



以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 芙蓉の間
電話 03 (3375) 3211 (代表)



会場へのアクセス

交通： JR「新宿駅」南口より（徒歩約3分）
都営大江戸線「新宿駅」A1出口より（徒歩約1分）
当日は、公共交通機関をご利用ください。